

国際ロータリー第2770地区

## THE ROTARY CLUB OF KOSHIGAYA MID-TOWN

Weekly Report

例会日 毎週火曜日 12:30~1:30  
 例会場 山下工務店 大袋 GL2階  
 事務局 〒343-0034 越谷市大竹686-3  
 T E L 048-971-5320  
 F A X 048-971-5370  
 創立 平成2年5月22日

会長 山崎晶弘  
 幹事 小池和義  
 会報委員長 森紀二



## 第1088回 例会会報

- 例会月日 平成25年3月5日(火)
- 例会場名 山下工務店 大袋GL2階
- 司会者名 山下良雄副SAA
- 来訪者名 水町俊介様(越谷南RC)

- 点鐘時間 12時30分
- 齊唱RCソング 「君が代」「奉仕の理想」
- 四つのテスト 森紀二職業奉仕委員長
- 発行月日 平成25年3月12日(火)

## 会長挨拶



この一週間、新聞やテレビで二つの店の話を聞き、相通じるものを感じました。一つは1兆円企業にまで成長した大手家電量販店の話。今年40周年を迎えるそうですが、創業当時は近所の家を一軒一軒回りながら御用聞きのような商売をしていました。5店舗くらいまでは順調に増やしたもの組織化ができず、“あわや”という状況になったこともあったようです。

もう一つは若者のスキーリー離れてスキー場の閉鎖が相次ぐ中、毎年売り上げを伸ばしているスキー用品店の話。この二つの店に見られる共通点は“ピンチをチャンスに変えたこと”です。物事には始まりがあれば必ず終わりがありますが、大切なことはその転換期ではないかと思っています。今日の卓話も所有する財産の転換期を迎えるに当たってどのように対応すれば良いかといった話をいただきますが、対応如何によっては減らすこともあるかもしれません。今日は水町先生のお話に学びながら、自らの職業にフィードバックできればこの例会も大いに意義あるものになると思います。

## 幹事報告

小池和義幹事

## 1. 理事会での協議・報告事項

- IMの件(3/19例会は20日へ振替)
- 職業研修チーム受入れの件(山崎会長、山下委員で対応)
- 会員増強の件

## 2. 地区より「IM記念ゴルフ開催のお知らせ」がきています。

日 時：4月12日(金)  
 場 所：千葉C.C 野田コース  
 会 費：賞品・パーティ一代 7,000円  
 プレー費 17,000円程度

\*参加希望者は幹事まで

3. 灌田様(青年会議所)より、新春賀詞交換会出席礼状が寄せられています。

## 次月・次週インフォメーション

- 3/12 通常例会  
 /20(水) IM  
 /26 通常例会

- 大宮東RCより「創立35周年記念公開例会の案内」がきています。  
 日 時：4月13日(土) pm2:00~4:00 講演会  
 会 場：大宮法科大学院大学講堂
- 地区より「ガバナー月信有料記事の紹介」がきています。(広告費1頁3万円、半頁1万5千円)
- 地区より「RI会長賞チャレンジのお願い」がきています。(申請期限:3月31日必着)
- 地区より「鎮魂と希望のコンサートチケット購入協力のお願い」がきています。\*購入希望者は幹事まで
- 地区より「2013-14年度目標会員数純増報告書」がきています。(提出期限:3月8日)

## 3月の誕生・結婚祝い

## おめでとうございます

- 森 紀二会員(25日誕生)  
 大野 弘会員(7日結婚)  
 古賀正則会員(8日結婚)  
 山下良雄会員(26日結婚)



## ■国際奉仕委員会

坪井 明委員長

第10回国際食文化交流会会計報告	
収 入 御祝い	70,000
〈越谷RC、越谷北RC、坂巻PG、豊田PG、 関森ガバナー補佐、中村隆雄様、田中ガバナー〉	
スマイル	9,000
計	79,000
支 出 文教大学生と一般調理者へ	
クオカード	99,960
食材費	40,000
文教大学留学生別科御礼	12,765
〈手土産、御礼〉	
日舞謝礼	10,000
婦人部 食材準備等	12,643
飲物 〈2ℓ18本〉	2,318
雑費 〈文房具等〉	1,350
計	179,036

\*差額分 100,036円はクラブ負担(国際奉仕委員会会費)

## 卓話

皆さん、こんにちは。越谷南RCの水町です。本日はお招きいただきありがとうございます。私は司法書士ですので不動産の登記や商業登記はもちろんですが、“争いごとを未然に防ぐ”ことも司法書士

の仕事です。12月の家族月間のとき、「家族のためにできることは何か」司法書士の立場から“残された人たちに対して自分が何をしておけば良いのか”といった観点から話をしましたが、今回もそれに近い形でお話をさせていただきます。

相続はご存じの通り、人が亡くなった場合にその人が持っていた財産を相続人になる人が引き継ぐ制度です。財産には不動産や預金、車等いろいろありますが、借金も引き継ぐ形になります。法定相続人が定められ、相続の順位も決まっています。先ず配偶者、その他の相続人には順番があって子供が第1順位、子供がいない場合は亡くなった人の直系相続である親、祖父母が第2順位です。子供もいなくて直系相続もない場合は、亡くなった人の兄弟姉妹が第3順位になります。嫁いでいても血縁関係がある以上は相続人であり、養子縁組をしている子供も相続人です。相続人が配偶者と子供の場合、法定相続分は配偶者が2分の1、子供が2分の1となり子供の頭数で分ける形になります。離婚した配偶者に関しては相続人にはなりませんが、その子供は相続人として分与されます。結婚していない間で生まれた子供（非嫡出子）については、今の法律では法定相続分が嫡出子の半分と定められています。しかし、これについては近々最高裁判所で判決が出ると思いますが、法の下の平等に反するということで改められるかもしれません。

自宅の土地と建物が相続財産というときにもめるケースが多く見られますが、残された家族がもめないようにするために「遺言書を書く」という方法があります。遺言書には大きく分けて「自筆証書遺言」（自筆・日付・名前・印鑑）と「公正証書遺言」（公証役場に行って自分がしたいことを公証人に書いてもらって保管してもらう）があります。自筆証書遺言は簡単に書けますが、日付のミスや必要事項が記載されていない場合には無効になりますので気をつけなければなりません。ワープロやテープ、ビデオテープで残すことも無効です。相続が開始したとき相続人が裁判所へ行き、相続人が全員揃った段階で遺言書を開け確認の手続を行うことが必要です。公正証書遺言は専門家が作りますので、法律上無効になる可能性は非常に低いと言えます。その他、遺留分についても法に沿った判断をして作成のお手伝いをしてくれますので、公正証書で遺言を残しておくことが賢明かと思います。

また、オーナー社長さんにとって非常に身近な問題として“自分がやっている事業を誰に引き継いでもらうのか”という問題があるかと思います。専門的には「事業承継」と呼んでいますが、これをするにはいろいろな方面から見ていかなければなりません。中小企業の社長さんに相続が発生した場合、社長さんが個人で持っていた土地や建物は相続財産であり相続人に引き継がれます。会社の株式も相続財産に含まれま

水町俊介様（越谷南RC）



2012-2013年度ロータリーのテーマ

す。株式を持っている自分の会社が不動産を持っている場合、それらも含めた形で全て相続財産になり、会社が持っているものについても社長さんが個人で持っているものと同じ扱いになります。そうしますと、中小企業の社長さんが亡くなつて相続が発生したときに、相続人に対して大きな金額の財産が渡ることになります。但し、その反面、多額の相続税を納めなければならないということにもなってきます。

会社をどうやって引き継ぐかということを考えるとき、遺言書を書く方法があることは先に申し上げましたが、会社の後を継ぐ人が決まっているようであれば、税金に対応できるよう後継者に毎年贈与していく「生前贈与」の形を取ることもできます。そうすれば税金もそれほどかからずに会社の資産を少しづつ後継者に渡していくことができるということになります。

相続税が発生することになった場合、今までの非課税額は5000万円の基礎控除と相続人一人につき1000万円でしたが、法律が変わることが決まり、基礎控除が3000万円、相続人一人当たりの控除額は600万円になります。今までは一戸建ての住宅しか持っていないような場合は相続税はかかりませんでしたが、地価の高いところや大きな不動産の場合には相続税の課税対象になります。相続税は税率が高いため、相続財産が不動産しかない場合は引き継いだ人が自分の財産から相続税を払わなければならなくなります。相続税対策として一つできることは、生命保険（終身）を活用してその人が亡くなったときに相続税を払えるくらいの保険金が下りるようにしておけば、残された人はその保険金で税金を納めることができて自分の財産も守ることができます。この場合は保険料負担者や保険契約者、受取人によって相続税になつたり贈与税になつたり所得税になつたりしますが、一番お勧めしたいのが税率の低い所得税がかかるパターンです。私は税理士ではありませんが、今お話をしたような基本的なことをお客様に説明できなければ、生前贈与が良いのか遺言書を書くだけで良いのかといった選択ができません。家族に対してあげられることを私の立場で申し上げられることは、自筆証書でも公正証書でも結構ですからまずは遺言書を作つておく、そして万が一のときのために尊厳死宣言公正証書も合わせて作つておくことも一つの方法かと思います。

### ■スマイル報告

菊地貴光社会奉仕委員長

- ・卓話のお時間をいただきありがとうございます。 水町俊介様
- ・今日はだいぶ暖かくなりました。しかし三寒四温、春はもう少し…。 山崎晶弘
- ・水町様、本日はご多忙のところ卓話をお引き受けくださいありがとうございます。みんな楽しみにしております。これからもよろしくお願い申し上げます。 仲文成
- ・少しずつ春めいてまいりました。皆様、この時期どうぞご自愛ください。 坪井明
- ・本日もよろしくお願いします。 山川純也
- ・大野 弘、森 紀二、武藤正雄、菊地貴光 小計 10,000 円

### ■出席報告

菊地貴光社会奉仕委員長

会員数	出免除	出席数	欠席数	MU	出席率
15名	1名	9名	2名	3名	85.71%